

審査基準整理票

処 分 名	大津市勤労福祉センターの指定管理者の指定		
根拠法令名	大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)		第10条
基準法令名	大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)		第10条
所 管 部 署	産業観光部 商工労働政策課 工業・労政グループ		
標準処理期間	120日	法定処理期間	一日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市勤労福祉センターの指定管理候補者の選定に係る審査基準は、大津市勤労福祉センター条例第10条に掲げるとおりとする。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>大津市勤労福祉センター条例</p> <p>第10条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) センターの利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。</p> <p>(2) センターの設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。</p> <p>(3) センターの管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。